

2029 年度以降の生殖補助医療胚培養士の更新要件の変更について

一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則

新	旧
第 8 条(3) <u>本学会学術集会または日本臨床エンブリオロジスト学会学術大会のいずれかに最近 5 ヶ年以内に 2 回以上参加していること、但し、本学会学術集会には少なくとも 1 回は参加していること</u>	第 8 条(3) 本学会学術集会に最近 5 ヶ年以内に 2 回以上参加していること
第 8 条(4) <u>本学会学術集会、または関連する学会に最近 5 ヶ年以内に 5 回以上参加していること。</u> <u>関連する学会とは第 12 条に示されたものを指す</u>	第 8 条(4) 本学会学術集会、本学会主催講習会（胚培養士セミナーを含む）あるいは関連する学会に最近 5 ヶ年以内に 5 回以上参加していること 関連する学会とは第 12 条に示されたものを指す。 なお、第 12 条に示された学会の地方部会で本人が筆頭で口頭発表した場合、また、学会誌、関連学会誌あるいは国際的な関連雑誌に筆頭で論文を発表した場合、学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる
第 8 条(5) <u>本学会学術集会または第 12 条に示された学会の地方部会において、本人が筆頭で発表した場合、通算で最大 2 回まで、本学術集会及び関連する学会への参加回数に加算することができる。</u>	
第 8 条(6) <u>学会誌、関連学会誌あるいは国際的な関連雑誌に筆頭で論文を発表した場合、学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる。</u>	
第 8 条(7) <u>本学会主催の生殖補助医療胚培養士セミナーまたは日本臨床エンブリオロジスト学会主催のハンズオンワークショップへの参加は、学</u>	

<u>会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる</u>	
第 8 条 (8) ※条項の番号の変更のみ	第 8 条 (5) 生殖補助医療胚培養士認定後あるいは更新後に、少なくとも 1 回は本学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること
第 9 条 (6) <u>本学会学術集会あるいは関連する学会に、最近 5 ヶ年以内に 5 回以上の参加を証明する学会参加章の写し。</u> <u>ただし、参加回数に、①学会発表または論文発表を加える場合は、発表した学会の名称がわかる講演要旨集の写し、あるいは発表した論文の別刷、②本学会主催の生殖補助医療胚培養士セミナーまたは日本臨床エンブリオロジスト学会主催のハンズオンワークショップへの参加を加える場合は、受講あるいは参加証明書</u>	第 9 条 (6) 本学会学術集会あるいは本学会主催講習会あるいは関連する学会に、最近 5 ヶ年以内に 5 回以上の参加を証明する学会参加章の写し ただし、参加回数に口頭発表及び論文発表を加える場合は、発表した学会の名称がわかる講演要旨集の写し、あるいは発表した論文の別刷
第 12 条 第 2 条 (6) および第 8 条 (4) で定義される関連する学会とは以下の学術集会 (講演会) 大会とする。 <u>日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本 I V F 学会、国際生殖医学会 (IFFS)、アメリカ生殖医学会 (ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会 (ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会 (ASPIRE)、日本臨床エンブリオロジスト学</u> <u>会</u>	第 12 条 第 2 条 (6) および第 8 条 (4) で定義される関連する学会とは以下の学術集会 (講演会) 大会とする。 日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本 I V F 学会、国際生殖医学会 (IFFS)、アメリカ生殖医学会 (ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会 (ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会 (ASPIRE)、日本臨床エンブリオロジスト学 会